

日新中学校教育目標

**生きる力がある生徒、
自立し貢献する生徒の育成**

いじめ防止基本方針

いじめをしない・させない 学校づくり

令和7年4月

福知山市立日新中学校

もくじ

はじめに

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

II 指導体制の在り方

- 1 指導体制
- 2 早期発見・早期対応
- 3 教育指導
- 4 家庭・地域社会との連携
- 5 いじめ防止対策会議（危機対応チーム）について
- 6 危機対応チームについて

III いじめの対応

- 1 いじめられている子どもへの対応
- 2 いじめている子どもへの対応
- 3 いじめられている子どもの保護者への対応
- 4 いじめている子どもの保護者への対応
- 5 いじめの解消

IV 「いじめをしない・させない学校づくり」推進の取組

- 1 生徒会などが中心となる取組
- 2 体験活動を取り入れた取組
- 3 授業での取組
- 4 日新ブロックの小学校、PTAなどと連携した取組

V 重大事態について

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態発生の報告及び調査
- 3 調査を実施する組織
- 4 調査結果を踏まえた措置

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題でもある。

本校では、これまでもいじめは人権にかかわる重要な問題であり、どの児童生徒にも起こりうる問題であるため、全教育活動を通しいじめの未然防止や定期的・継続的な教育相談等によるいじめの早期発見及び早期解消に取り組んできた。

本校のいじめ防止基本方針では、「いじめ防止対策推進法」(H25.9)、「いじめ防止等のための基本的な方針」(H29.3)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂」(R6.8)を踏まえるとともに、これまで推進してきた本市や学校の取組をより実効的なものとし、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ初期の段階から学校を挙げた積極対応を行う。そのために校内に校長をトップとするいじめ防止対策会議を常設し、「いじめをしない・させない学校」づくり及び外部機関との連携による「開かれた学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した場合には関係教職員による個別案件対応チームを組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期の解消を図る。生徒が安心して学ぶことができる環境を整えるために以下のように未然防止に向けて取り組んでいく。

- (1) いじめは、「どの子どもにも起こり得る」ものであることや、生徒一人一人を大切にす意識、日常的な態度が重要であることを全教職員が認識する。また、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

ア 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。

イ 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、間違っても教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

ウ 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて指導する。

ア いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

イ いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。

- (3) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

ア 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

ア いじめの認知

○ 特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ いじめの判断

○ 表面的・形式的に行わない。

○ いじめられた生徒の立場に立つ。

○ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○ いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○ いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○ いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

・ 外見的にはけんかのように見える場合など

・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など

○ いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。

・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

【いじめの態様（例）】

○ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。

・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。

・ 「消えろ」、「死ね」などと存在を否定されることを言われる。等

○ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。

・ わざと会話をしない。

・ 席を離す、避けるように通る。等

○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。

・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。

・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。等

○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

○ 金品をたかられる。

・ 脅されてお金や品物を要求される。

- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。等
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。等
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅かされて万引き等させられる。等
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。等

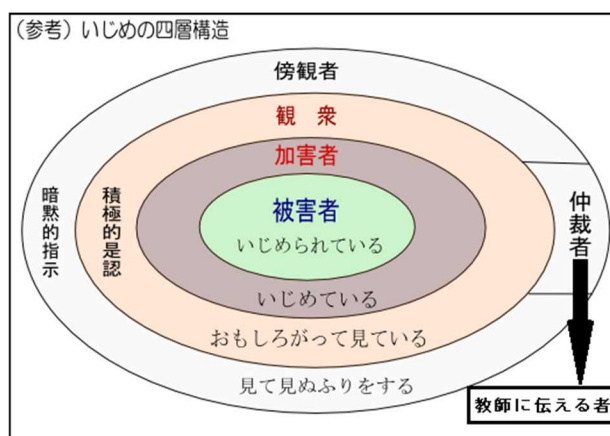
(2) いじめの構造

ア いじめ問題の基本的考え方と認識

いじめは生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校・自殺・殺人などを引き起こす原因ともなる重大な問題である。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。そして、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである。

イ いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」や「教師に伝える者」が現れるように学級経営を行う。



ウ いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として以下のものが挙げられる。

- 心理的ストレス
- 集団内の異質な者への嫌悪感情

- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- いじめの被害者からの回避感情

エ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため、軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに隊知る感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

そこで、未然にトラブルやいじめの防止につながるよう、生徒会・PTA・学校が協力して、インターネット・スマートフォンの使用についての校内ルール（通称 N7）を以下のように定めた。随時啓発して、トラブルやいじめを防止していく。

N7～みんなで守ろう日新条約～

第一条 勉強の途中で使用しない

第二条 1日の利用時間2時間以内

第三条 寝る30分前から、スマホをさわらない

第四条 個人情報や悪口を載せない

第五条 見知らぬ人・有害サイトとつながらない

第六条 課金をしない

第七条 食事中にさわらない

※ご家庭毎に話し合い、一つ約束事を決めて下さい

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

（3）いじめの防止

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防

止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア 全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

イ 学校の取組

- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 日頃から、生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
- 地域や関係機関との連携を深める。
- いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援する。
- いじめの防止の重要性を生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して学習・研修、啓発を行う。
- インターネット・スマートフォンによるいじめを未然に防止するため、生徒会・PTA・学校で共にN7（エヌセブン）の取組をすすめる。

（４）いじめの早期発見

（いじめの早期発見のための措置）

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方自治体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利、利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化（言葉や表情、しぐさなど）に気付く力を高める。

- ささいな兆候にも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ、アンケート調査や個人面談等から、早期発見に努める。

イ 学校及び教育委員会の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談（個人面談）の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が自ら SOS を発信しやすい（いじめを訴え・相談しやすい）体制を整える。
- 生徒からの相談に対しては、学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 家庭からの相談があれば、保護者や子どもの意向を踏まえつつ、早期に掴んだ情報を丁寧に対応し、報告していく。

ウ 地域との連携

- 学校運営協議会に対し、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。
- 必要に応じ、民生委員や自治会等の地域団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

Ⅱ 指導体制の在り方

いじめの問題への取組について、いじめ防止対策会議（本部）、危機対応チーム及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行っていく。

1 指導体制

- （１） いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立して実践に当たる。（会議・チーム）
- （２） いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。（会議・チーム）
- （３） いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立させる。（会議・チーム）

2 早期発見・早期対応

- （１） 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間のよりよい人間関係の醸成に努める。（教職員）

- (2) 生徒の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努める。生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していく。(会議・チーム・教職員)
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー・まなび生活アドバイザー(SSW)等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備を行い、それが十分に機能するようにする。(会議・チーム)
- (4) いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。(会議・チーム・教職員)
- (5) いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育相談室、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報を行う。(会議・チーム)
- (6) 学校における教育相談について、保護者の悩みに応えることができる体制にしていく。(会議・チーム)

3 教育指導

- (1) 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、校長をはじめ、全教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。(教職員)
- (2) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間及び生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言を行う。(教職員)
- (3) いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、重大な場合は警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行う。(会議・チーム)
- (4) いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。(会議・チーム)
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。(会議・チーム)

4 家庭・地域社会との連携

- (1) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策ができるよう進めていく。(会議・チーム)
- (2) 家庭や地域に対して、いじめ問題の対応や解消の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携のもと協力してその解決に当たって行く。(会議・チーム)

※ () 内の「会議」「チーム」「教職員」は、それぞれ「いじめ防止対策会議(本部)」「危機対応チーム」「教職員一人一人」を指す。

5 いじめ防止対策会議（危機対応チーム）について

（１）目的

本部設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応が行われることとする。

（２）構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、学年主任とし、実情に応じて、養護教諭・スクールカウンセラー・まなび生活アドバイザー（SSW）等必要と思われる教職員を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立した組織として位置付ける。組織図は校長直轄の組織として明記する。

（３）機能・役割

ア いじめをしない・させない学校づくりの推進

- いじめの早期発見の観点から始業前の朝の会での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。
- いじめアンケート調査・こころとからだのチェック（長期休業後の調査）や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析について吟味を行い、見落としや見誤りのない適切な認知を図る。
- 学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒・保護者等に周知し、利用を促す。
- いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を進める。

イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- 案件によっては外部講師の派遣を要請し、学校に必要な助言・指導を仰ぐなど活用する。

ウ いじめ防止対応基本方針の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- 生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- いじめ対応の見直しを行い、学校だより・学校ホームページを通じて、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を伝え、理解と協力を得る。

エ 外部機関との日常的な情報交換による「開かれた学校」づくりの推進

- 家庭や地域からの情報提供について受付窓口を設置し、これを周知する。
- P T Aや外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

オ いじめ問題発生時における危機対応チームの編制と指示

- 危機対応チームの設置
- 情報の収集と整理
- 教育委員会、関係機関への協力要請
- 危機対応チームへの指示・助言

※ いじめ防止対策会議を「常設する」とは、定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に生徒の状況が把握できる仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持する。

6 危機対応チームについて

(1) 目的

いじめ問題に対し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

(2) 構成

当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ防止対策会議の一部構成員を加えて組織する。

(3) 機能・役割

- 情報を詳細に収集・共有し、いじめ防止対策会議に報告する。
- 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- 役割分担に沿った対応を進める。
- 事態の進捗状況をいじめ防止対策会議に報告し、指示を受ける。
- 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- 対応の結果について整理し、記録に残す。

Ⅲ いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめている子ども、いじめられている子どもへの個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることに努める。

1 いじめられている子どもへの対応

【学校】

- (1) いじめられている子どもを守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- (2) 一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- (3) いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと

子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- (4) いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- (5) 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- (6) いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- (1) 子どもの様子に十分注意して、どんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し協力していく。
- (2) 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ自信を持たせる。
- (3) いじめの被害から守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

2 いじめている子どもへの対応

【学校】

- (1) いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- (2) 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- (3) 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- (4) いじめている子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- (5) いじめている子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- (6) いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- (1) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- (2) 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

3 いじめられている子どもの保護者への対応

- (1) いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対

応に心がける。

- (2) 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- (3) いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- (4) 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- (5) 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- (6) 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

4 いじめている子どもの保護者への対応

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者が、つらく悲しい気持ちであることを理解していただく。
- (2) 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- (3) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- (4) 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

5 いじめの解消

「いじめが解消しているか」否かを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの要件が満たされる必要がある。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省から）

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察し、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

Ⅳ 「いじめをしない・させない学校づくり」推進の取組

生徒の自主的な取組を通じて、未然防止としてのいじめを許さない学校づくりを推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高めるとともに、自己を大切にし、他を思いやる心を育み、子ども自らがいじめを早期に気づくよう指導し、「いじめをしない・させない学校づくり」に取り組む。

1 生徒会などが中心となる取組

<活動目的>

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人に付け、学校全体や学級でいじめ撲滅に取り組んでいる雰囲気をつくる。

ア あいさつ運動

委員会、部活動、学級などを単位とし、玄関や街頭などで挨拶を交わし合う。

イ スマホ・タブレットの利用規約（N7）

生徒会本部役員とPTAが連携して、スマホ・タブレットの利用について、学校独自のルールを定めた（N7）。

2 体験活動を取り入れた取組

<活動目的>

校外学習や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、人間関係を深める。

（１） 校外学習

文化体験や上級学校見学を通して、自身の将来設計をするための見聞を広げたり、集団の一員として協力する姿勢を育んだりする。

（２） 異年齢集団活動

学年の縦割りで担当し、年間を通して上級生と下級生が助け合って取組をする。

3 授業での取組

<活動目的>

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを育む。

（１） 「いじめ」をテーマにした学習

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかをいじめられる側の立場に立って意見を出し合うことでいじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。

4 日新ブロックの小学校、PTAなどと連携した取組

<活動目的>

生徒だけではなく、日新ブロックの小学校、教職員、保護者、地域と協力して「いじめを許さない学校づくり」に取り組んでいく。

(1) 日新ブロックの小学校との連携

日新中学校区の小学校と「実態」や「指導の経過」等について十分に連携を図り日新ブロックとして「いじめ防止」に向けた取組を進める。

(2) いじめアンケートを活用した連携

アンケート結果を保護者や地域に周知し、地域でいじめ問題に取り組む。

(3) 非行被害防止教室の実施

保護者を対象に開催し、ネットいじめの事例などをもとに、家庭から、いじめへの危機感を高める。

V 重大事態について

1 重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態をいう。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめ、またはいじめの可能性のある行為等によって重大事態が発生した場合教育委員会に速やかに報告する。この場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。明らかにする事実関係は、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを、客観的な事実関係として速やかに調査する。事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

3 調査を実施する組織

学校が行う重大事態の調査は、「いじめ防止対策推進本部」を母体とし、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。

4 調査結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は教育委員会に報告する。その際に、いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

日新中学校いじめ防止基本方針 全体計画

学校教育目標

生きる力がある生徒・自立し貢献する生徒の育成

家庭・地域との連携

・日新中 P T A
・日新地区公民館
・民生委員・児童委員
・学校評議員
○学校関係者と地域、家庭との連携対策の推進。
○学校と地域、家庭の組織的な連携・協働体制の構築

【いじめ防止対策会議】

1 目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

2 組織編成

いじめ対策主任を生徒指導主任とし、校長、教頭、各学年主任、各学年生徒指導係、養護教諭で構成する。また、必要に応じて外部専門家を招聘する。

3 運営

いじめ予防の観点から、話し合いを行う。内容については、全職員に報告を行い、共通理解を図る。また、必要に応じて関係職員を招集し、臨時のいじめ対策委員会を行い、迅速かつ適切に対処する。

関係機関との連携

・福知山市教育委員会
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・福知山児童相談所
・福知山警察署
○関係機関との適切な連携
○教育相談における医療機関との連携

【いじめの防止】

1 教職員の取組

・規範意識の向上と自己指導能力の育成
・道德教育、特別活動等による支持的風土の育成
・行事を通して、集団の連帯感を高めさせる取組

2 生徒の取組

・生徒会を中心とした学校生活への主体的な取組
・いじめ防止強化月間の取組

3 保護者の取組

・P T A 活動の取組

【いじめに対する措置】

いじめを認知した場合には、いじめ防止対策会議を中心にして、情報の共有化を図り、次の対応を迅速に組織的に行う。

- いじめを受けた生徒への対応
- いじめをおこなった生徒への対応
- いじめを通報した生徒への対応
- いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応
- 保護者への対応
- 地域や家庭、関係機関への対応

【いじめの早期発見】

1 教職員の取組

・日常的な生徒の様子の把握
・定期的な教育相談、アンケートの実施
・教職員間の連携

2 生徒の取組

・いじめを許さない、正義の通る学年、学級作り
・リーダーを中心とした自浄作用のある仲間作り

3 保護者の取組

・子どもの小さな変化への気づき
・教職員や関係機関との相談、連携

【重大措置に対する措置】

生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合、または、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合と重大事態とらえ、次の緊急対応を行う。

- 重大事態の報告
 - ・関係職員を招集し、機器対応チームを組織する。
 - ・自体の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・生徒の状況確認と支援、指導等

【年館計画】

月	計画及び評価	月	計画及び評価
4 月	年間及び 1 学期の活動計画の検討、家庭調査票・家庭訪問による実態把握、N7によるスマホ、タブレットの使い方の啓発活動	1 0 月	学校行事における集団の連帯感を高める取組、絆アンケートによる実態把握
5 月	各学年・学級における集団の連帯感を高める取組、絆アンケートによる実態把握	1 1 月	いじめ強化月間の取組、府いじめアンケートによる実態把握
6 月	民生児童委員、民生委員との交流会、府いじめアンケートによる実態把握	1 2 月	三者懇談による実態把握、2 学期の取組評価、検証
7 月	部活動における集団の連帯感を高める取組、三者懇談による実態把握、1 学期の取組評価、検証	1 月	3 学期の活動計画の検討、絆アンケートによる実態把握
8 月	2 学期の活動計画の検討、リーダー研修会	2 月	3 学期の取組評価、検証、府いじめアンケートによる実態把握
9 月	部活動における集団の連帯感を高める取組	3 月	次年度活動計画案作成

※生徒会本部を中心に、毎月 1 1 日はあいさつ運動を行う。

※N7については 1 年を通して啓発を行う。

※この他にも生徒支援加配を中心に、随時、他機関との情報交流を行う。